

◇新潟県県税条例及び新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第27号）

1 個人の県民税（所得割）に関する規定の整備等

平成29年度税制改正に伴い、個人の県民税の所得割について、県費負担教職員制度の見直しによる指定都市への税源移譲により、納税義務者が指定都市に住所を有する場合の税率を改める等の改正を行うこととしました。（第1条関係）

2 自動車取得税及び自動車税に関する規定の整備

自動車保有関係手続に係るワンストップサービスの運用開始に伴い、自動車取得税及び自動車税の申告書を電子的に受け付けた場合の納付方法について規定することとしました。（第1条及び第2条関係）

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成30年1月1日から施行することとしました。

◇新潟県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例（新潟県条例第29号）

1 痴漢行為等の禁止

次に掲げる行為を新たに禁止することとしました。（第2条関係）

(1) 公共の場所又は公共の乗物における卑わいな言動

(2) 事務所、教室、タクシー等の場所又は乗物及び浴場、便所等の場所におけるのぞき見又は盗撮

(3) 盗撮目的で写真機等に向け、又は設置すること

2 粗暴行為の禁止

公共の場所又は公共の乗物において、刃物等を、人に不安を覚えさせるような方法で携帯することを禁止することとしました。（第3条関係）

3 施行期日

この条例は、平成29年10月1日から施行することとしました。